

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年7月17日

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)条例第35条に基づき、(仮称)中幸町3丁目再開発計画に係る事後調査報告書(供用時)の写しの縦覧を次のとおり行います。

i .		
指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都港区芝2丁目14番5号 オリックス不動産株式会社 住宅開発事業本部長 矢嶋 悟
	指定開発行為の名称	(仮称) 中幸町3丁目再開発計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を 実施する区域	川崎市幸区中幸町3丁目16番4号他
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積:約3,852 ㎡(商業地域) 計画人口(計画戸数):906 人(300 戸) 建築面積:約1,286 ㎡ 延べ面積:約33,335 ㎡ 建物高さ:109.13m(最高高さ114.61m)
	事後調査の項目等	緑(緑の質)
	環境影響評価の 手続経過	平成19年12月19日:条例環境影響評価準備書公告 平成20年 2月27日:条例見解書公告 平成20年 7月17日:条例環境影響評価審査書公告 平成20年 8月25日:条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間: 平成26年 7月17日 (木) から 平成26年 8月15日 (金) まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第 2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時 間:午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	 縦 覧 場 所	
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成26年8月15日(金) (郵送の場合は、8月15日消印有効) 提出先:環境局環境評価室意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044(200)2156